

職員の処分について（その1）

宮城県教育委員会は、下記のとおり処分を行いましたので、懲戒処分等の公表基準（平成12年4月1日施行）により、お知らせします。

記

- 1 発生年月日
令和5年9月20日頃から同年10月3日頃まで
- 2 所属の種別
中学校
- 3 年齢
33歳
- 4 管理職、一般職の別
一般職
- 5 教育職員と教育職員以外の別
教育職員
- 6 事件・事故の概要
当該職員は、令和5年9月20日頃から同年10月3日頃までの間、複数回、自身が勤務する中学校の卒業生である女子生徒を自家用車に乗せ、商業施設に駐車中の車内及び車外において、抱きしめる等の行為をした。また、当該職員は、この間、当該女子生徒に対し、胸を触りたい等の卑猥なメッセージを送った。
- 7 処分内容
懲戒処分として「免職」
- 8 処分年月日
令和6年1月17日

職員の処分について（その2）

宮城県教育委員会は、下記のとおり処分を行いましたので、懲戒処分等の公表基準（平成12年4月1日施行）により、お知らせします。

記

- 1 発生年月日
令和5年9月9日
- 2 所属の種別
高等学校
- 3 年齢
24歳
- 4 管理職、一般職の別
一般職
- 5 教育職員と教育職員以外の別
教育職員
- 6 事件・事故の概要
宮城県石巻工業高等学校 実習助手 やまぐち まさし 山口 将史 は、令和5年9月9日午前1時30分頃、直前まで飲酒していたにもかかわらず10分程度自家用車を運転し、途中路肩に駐車して眠っていたところ、同日午前2時頃、警察官から呼気検査を受け、1リットル中0.5ミリグラムのアルコールが検出されたことから、同年12月27日付けで道路交通法違反により罰金30万円の略式命令を受けた。
- 7 処分内容
懲戒処分として「免職」
- 8 処分年月日
令和6年1月17日